

NPO法人の保証取扱いについて

1. 対象

次の規模要件を満たすNPO法人

- (1) 従業員（雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれない）

製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

- (2) 資本金

規模要件なし（NPO法人には資本金の概念がない）

2. 利用できる保証制度

自治体制度も含めて、原則として全ての保証制度が利用可能

【利用出来ない保証制度の例】

- ・小口零細企業保証制度（自治体制度版を含む）
- ・制度の要綱・要領等でNPO法人を対象としていないもの
- ・特例保険に係る保証制度で、根拠法においてNPO法人を対象としていないもの（創業関連保証、創業等関連保証、経営革新関連保証、事業再生計画実施関連保証等）
- ・中小企業特定社債保証（社債発行は会社法上の会社に限られるため）

3. 責任共有の対象

自治体制度も含めて、原則として全ての保証が責任共有の対象

【責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証の例】

- ・経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号から6号まで
- ・災害関係保証
- ・東日本大震災復興緊急保証

4. 保証申込時の必要添付書類

通常の中小企業者（会社・個人等）の添付書類に加えて、事業報告書等^{*}を要する。

※事業報告書等：特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類
「事業報告書」
「計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録」
「年間役員名簿」
「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」

5. 会計基準

活動計算書及び貸借対照表等の計算書類については、複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」（NPO法人会計基準協議会公表）に準拠したものであることが望ましい。